

件名	10・23通達（入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について）の強化を求める意見書の提出に関する陳情			
提出者 住所氏名	あきる野市秋川 E			
受理年月日	平成24年8月16日	受理番号	第7号	
<p>要旨</p> <p>平成15年10月23日付東京都教育委員会通達「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」の強化を図るよう、下記事項について、東京都に対し、意見書を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 違反を繰り返す教職員には、より厳しい処罰をすること。 2 悪質な違反者には、解雇を含めた厳罰を科すこと。 3 不起立をなくすために、違反を繰り返す教職員は、都立高校、都立高等学校附属中学校、都立特別支援学校に異動させること。 4 再発防止研修の内容を強化すること。 5 再発防止研修を受けても再度起立しなかった教職員に対しては、退職勧告を行うこと。 6 嘱託教職員が起立しなかった場合は、次年度以降の契約をしないこと。 7 起立しないことが予想される都立学校の教職員は、式に出席させないこと。 <p>(理由)</p> <p>生徒が主役の入学式・卒業式において、自己のイデオロギーで国歌斉唱時に起立せず、処分を受けても何とも思わない教職員や違反を繰り返す教職員が多くいます。</p> <p>また、大阪市では国歌斉唱中にあぐらをかいた教職員までいたと聞きます。</p> <p>これらの行動は、教職員としてばかりか公務員としても不適格です。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				